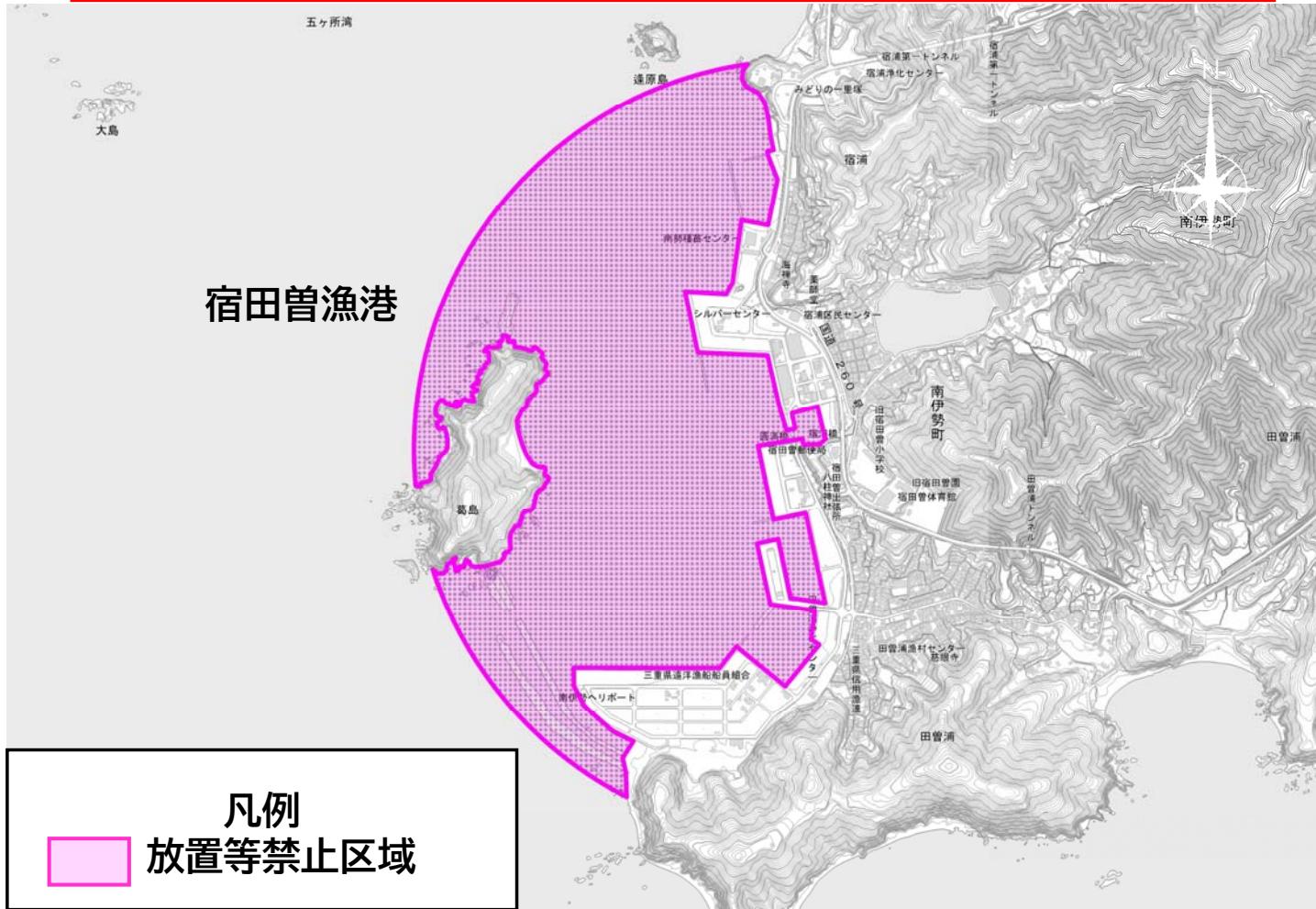


漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による  
「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 放置等禁止区域の指定範囲

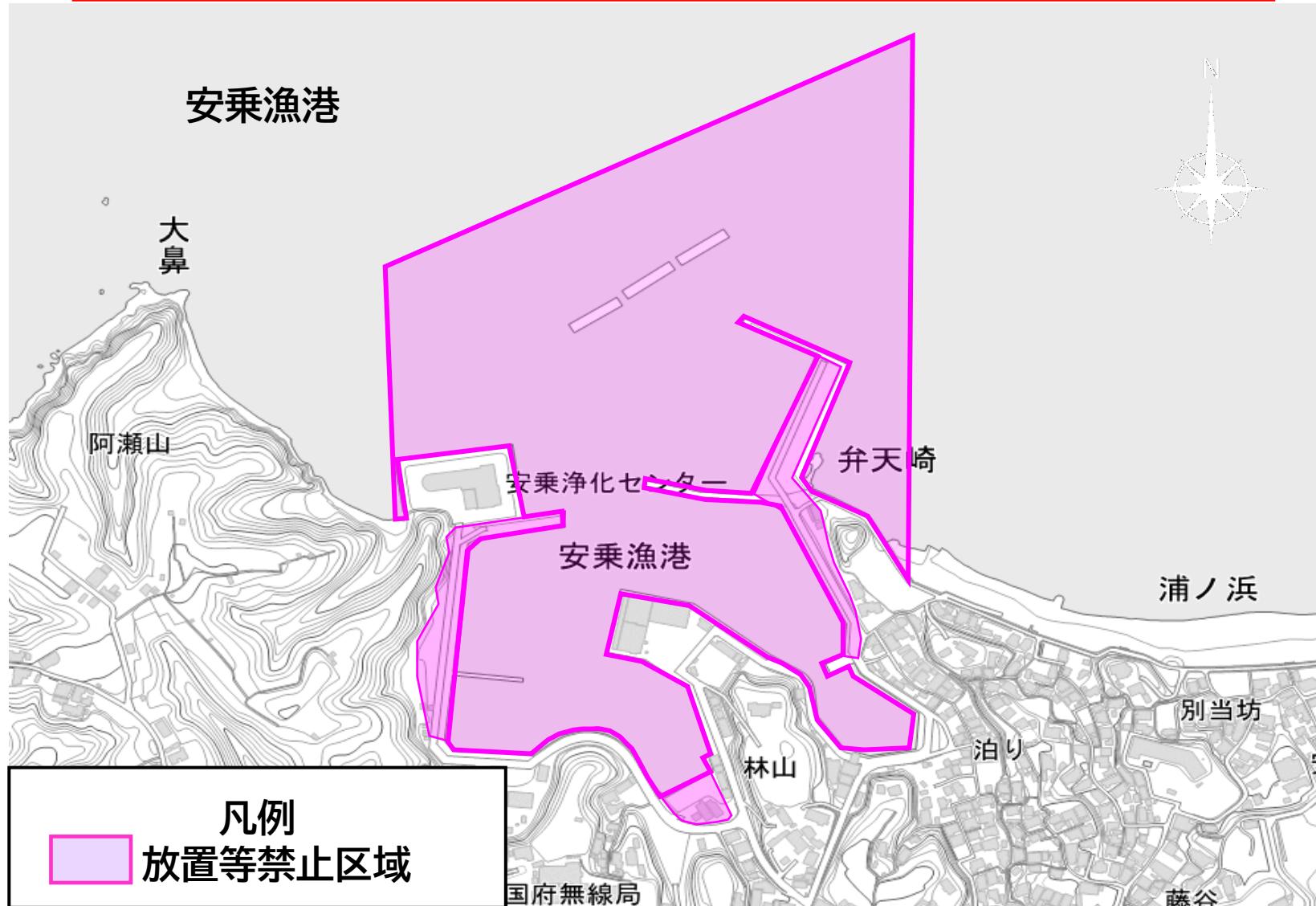
度会郡南伊勢町宿浦及び田曽浦地先（宿田曽漁港の漁港区域内の水域全域）

2 放置等禁止物件の指定

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3) 沈没していると認められる船舶
- (4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による  
「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 指定区域の範囲

志摩市阿児町安乗地先（安乗漁港の漁港区域内の水域の全域）

志摩市阿児町安乗 494-34 番地 ほか（安乗漁港の漁港区域内の陸域の一部）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

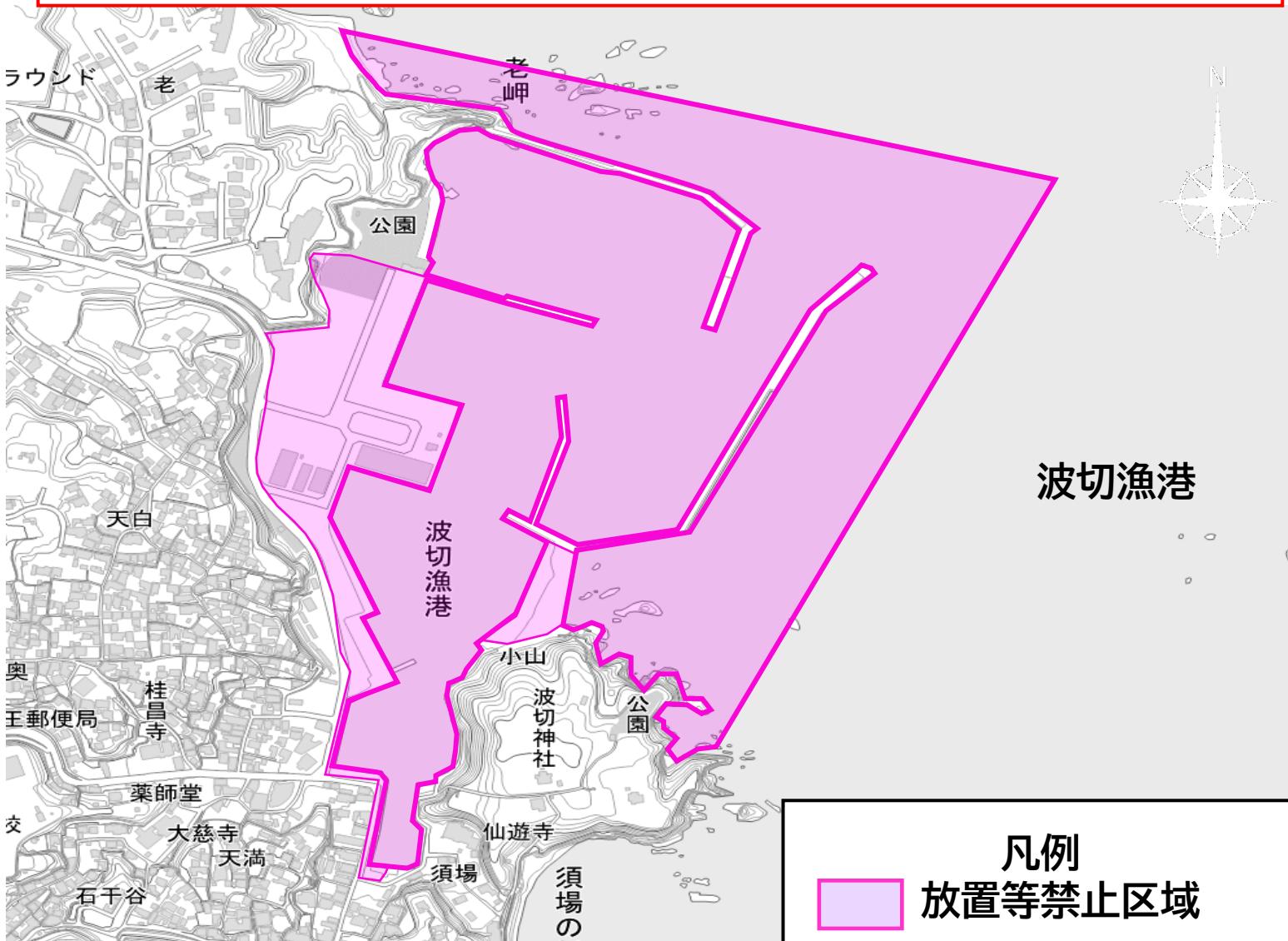
(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による  
「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 指定区域の範囲

志摩市大王町波切地先（波切漁港の漁港区画内の水域の全域）

志摩市大王町波切 1-6 番地 ほか（波切漁港の漁港区画内の陸域の一部）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

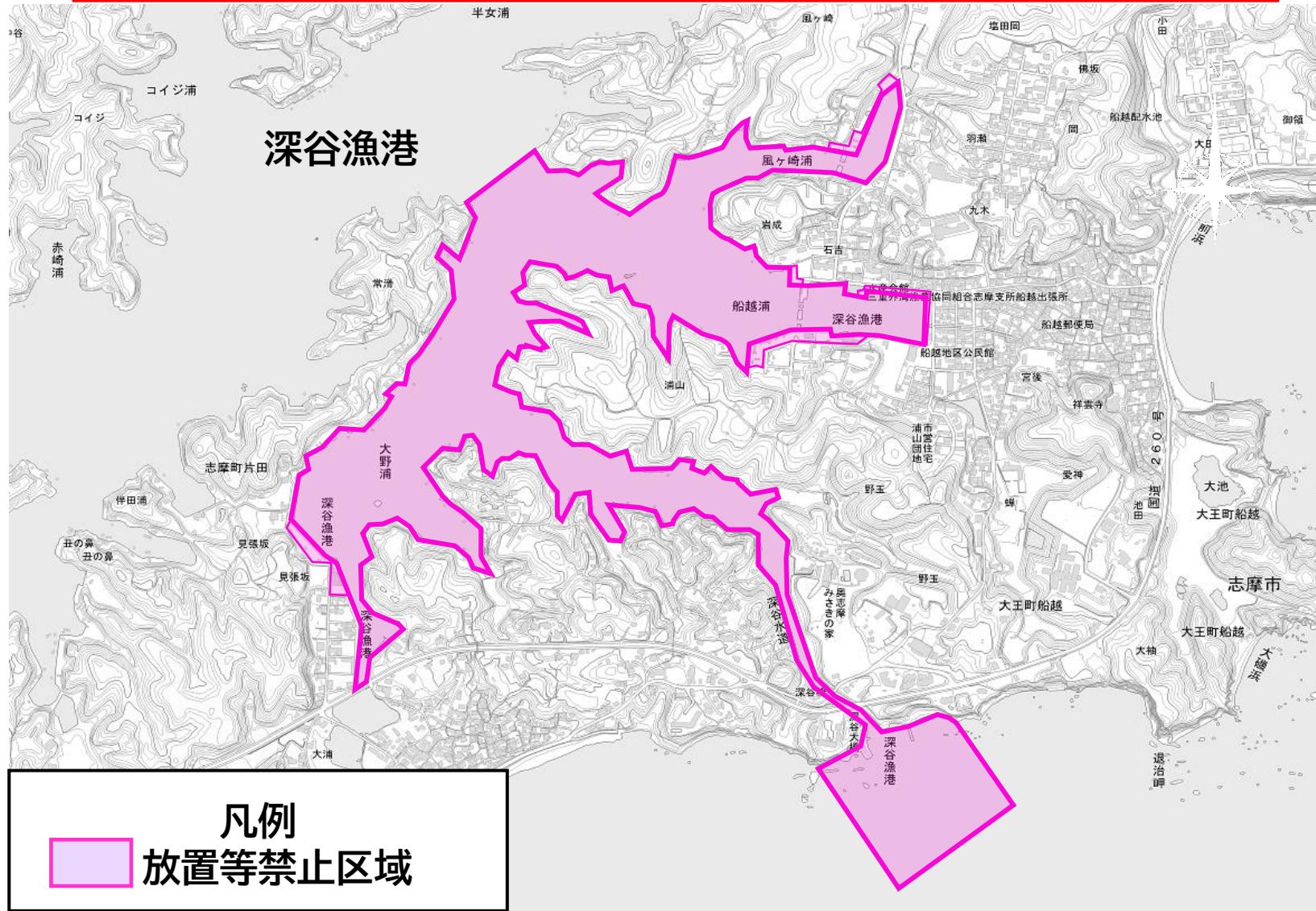
(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による  
「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 指定区域の範囲

志摩市大王町船越及び片田地先（深谷漁港の漁港区域内の水域の全域）

志摩市大王町船越 119-35 番地 ほか（深谷漁港の漁港区域内の陸域の一部）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

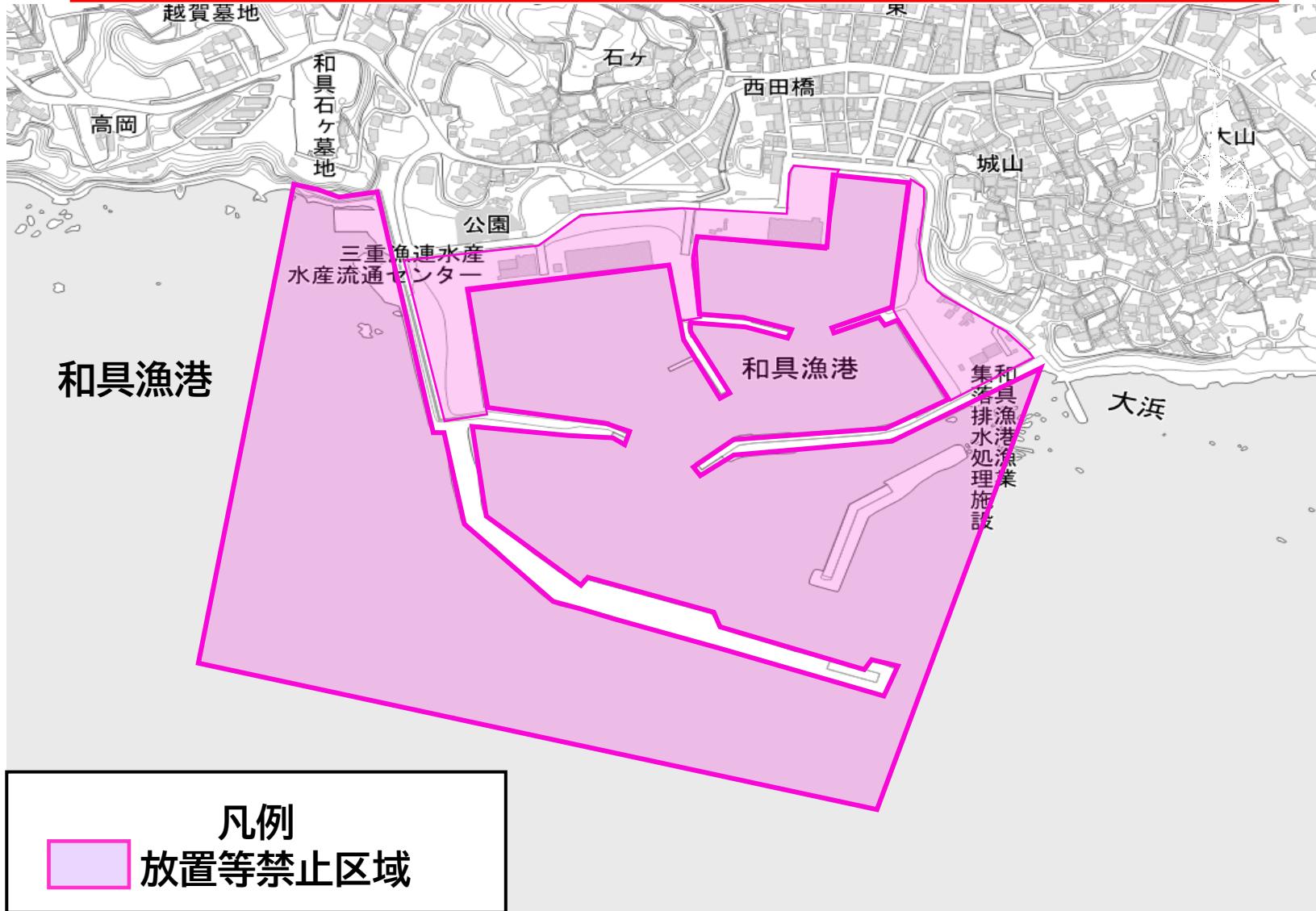
(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による  
「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 指定区域の範囲

志摩市志摩町和具地先（和具漁港の漁港区域内の水域の全域）

志摩市志摩町和具 1896-167 番地 ほか（和具漁港の漁港区域内の陸域の一部）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

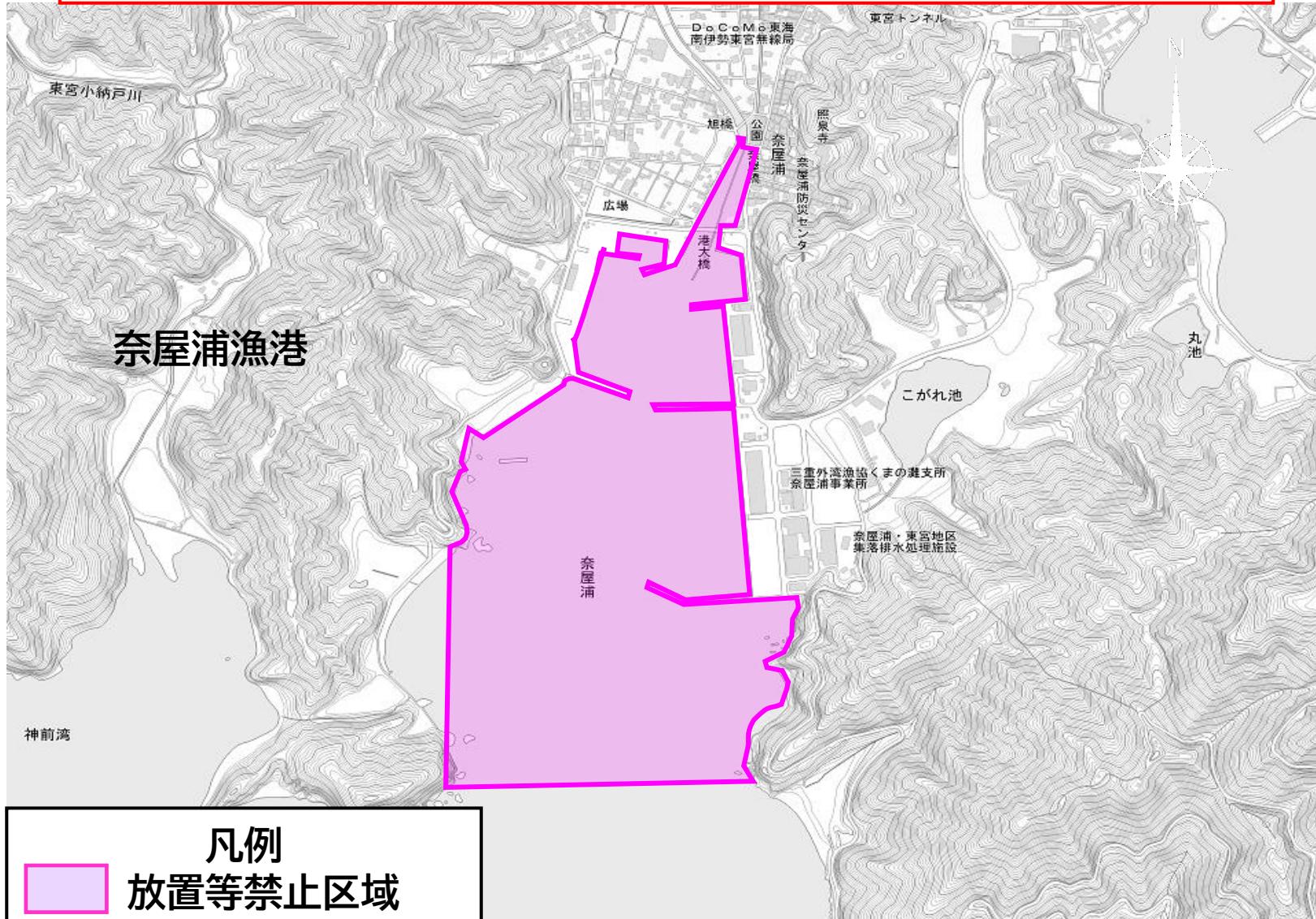
(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による  
「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 指定区域の範囲

度会郡南伊勢町奈屋浦、東宮地先（奈屋浦漁港の漁港区域内の水域全域）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

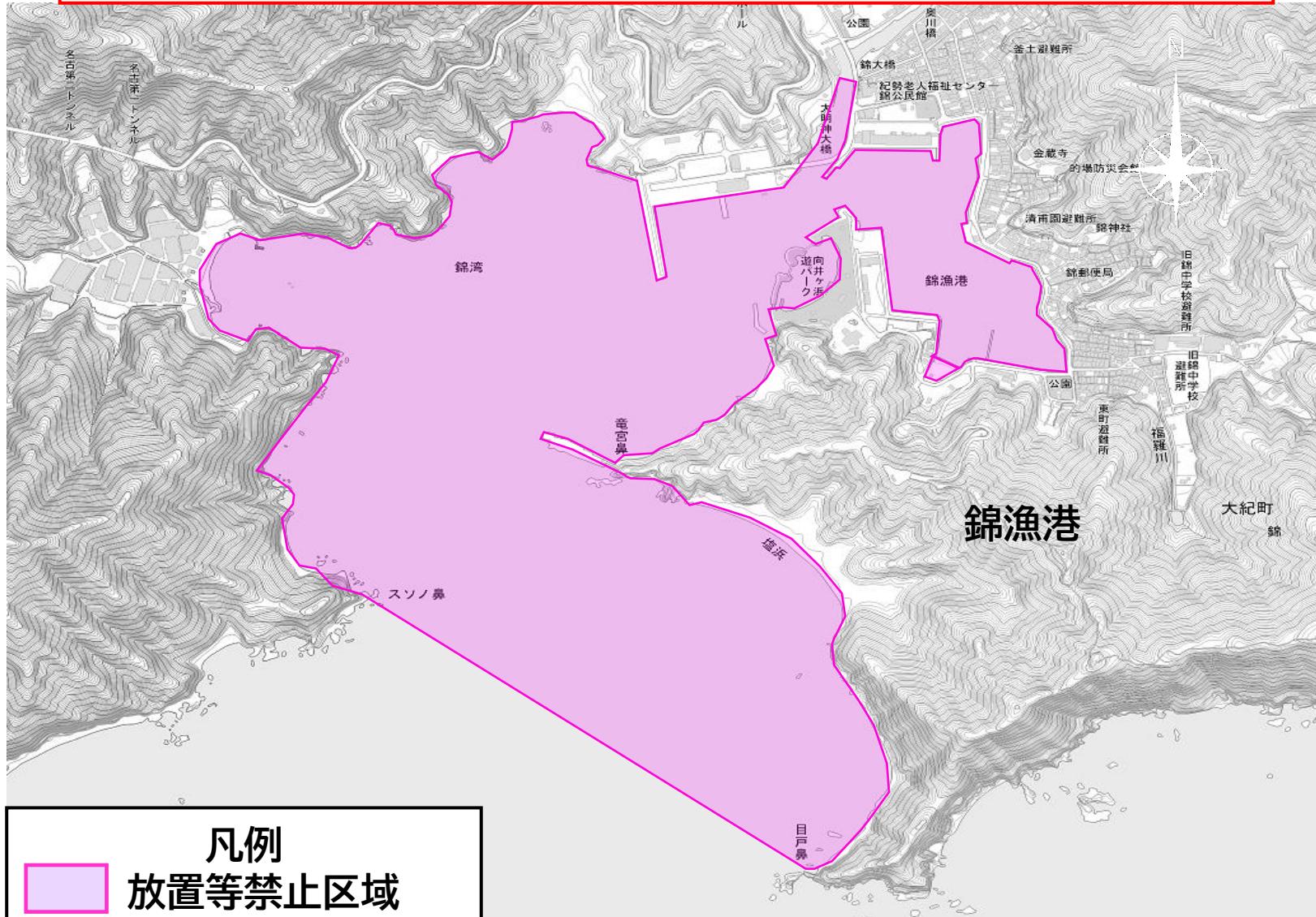
(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

# 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による 「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 指定区域の範囲

度会郡大紀町錦地先（錦漁港の漁港区域内の水域の全域）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

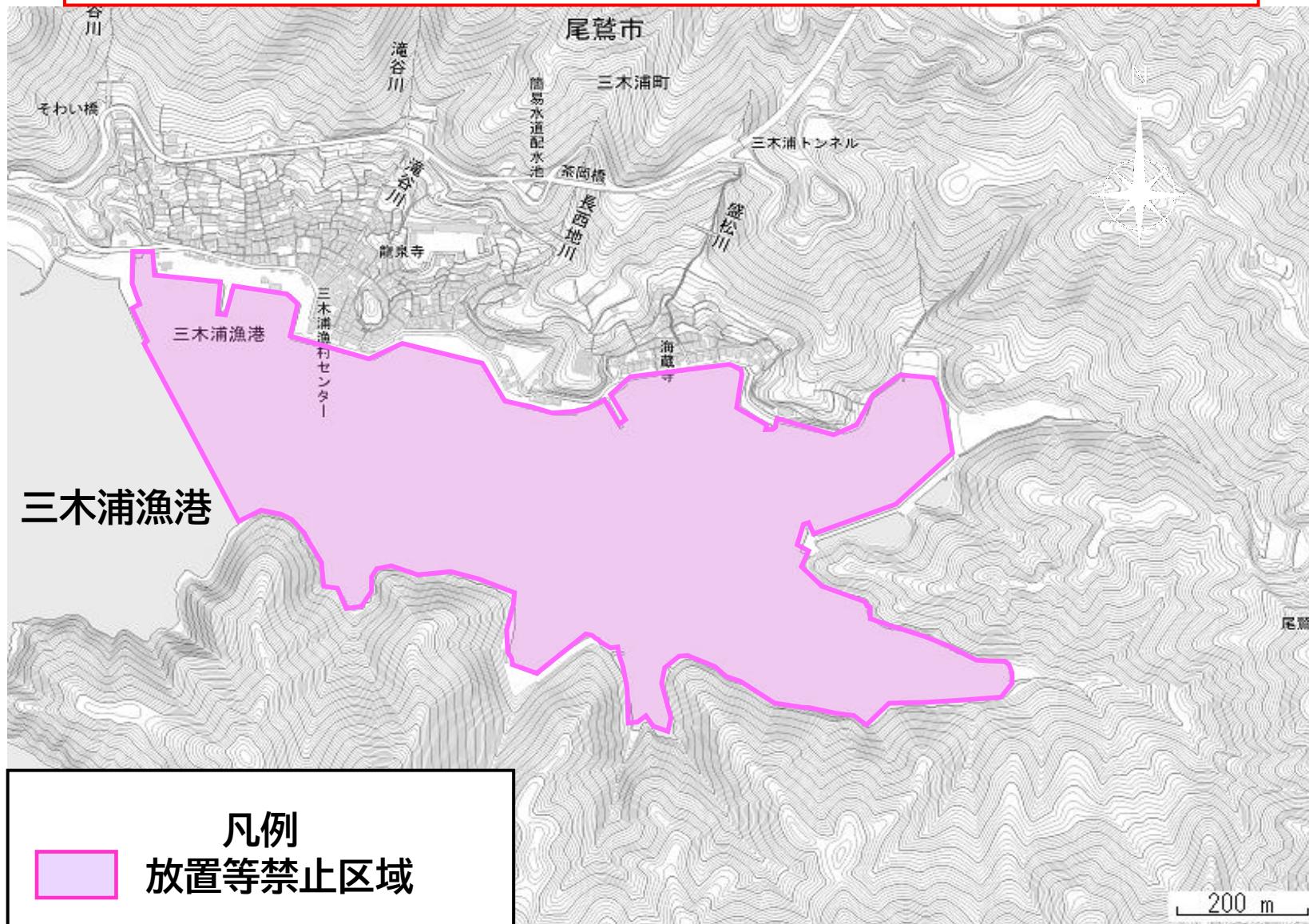
(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による  
「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 指定区域の範囲

尾鷲市三木浦町地先（三木浦漁港の漁港区画内の水域の全域）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

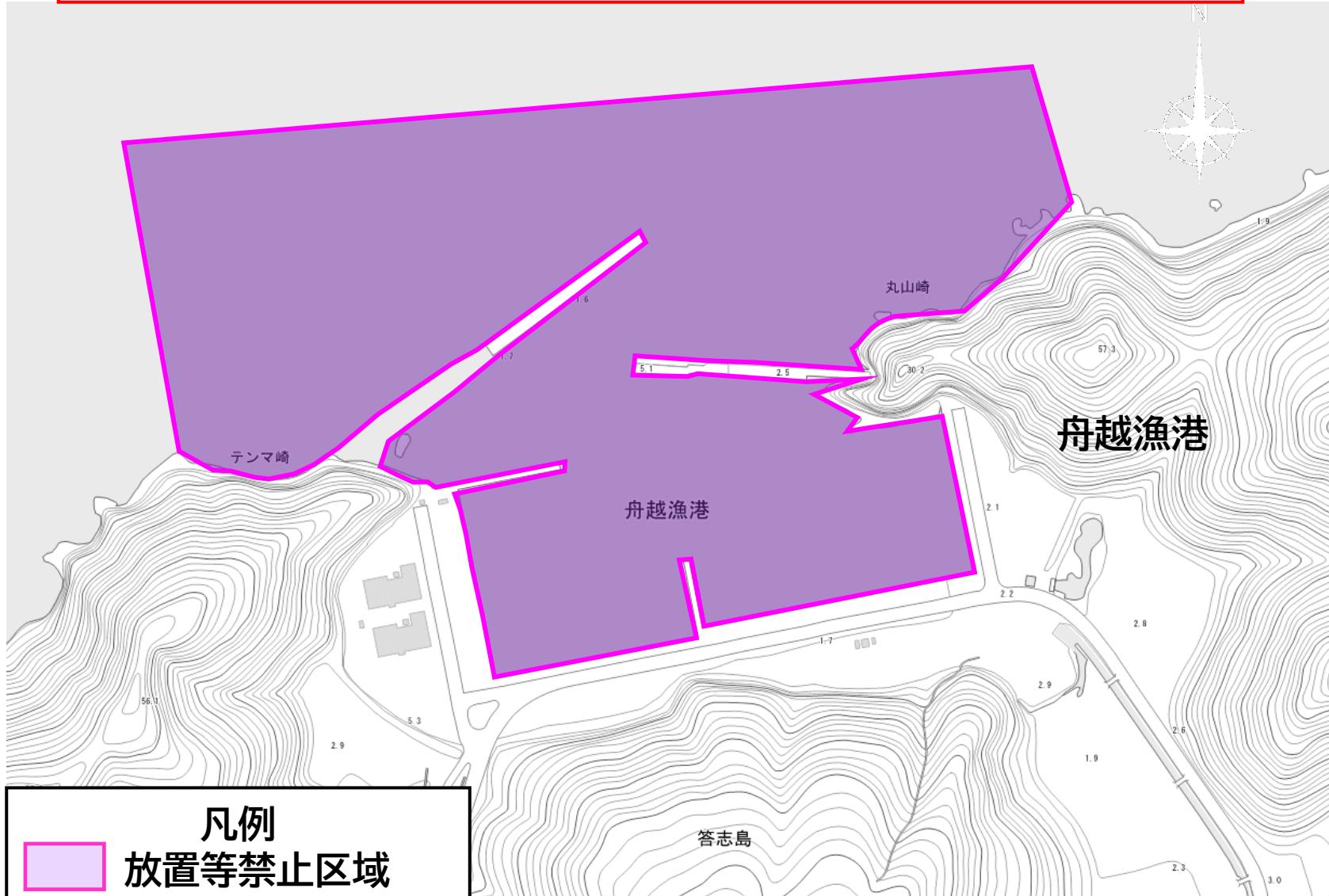
(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による  
「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 指定区域の範囲

鳥羽市答志町舟越地先（舟越漁港の漁港区域内の水域の全域）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3) 沈没していると認められる船舶
- (4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

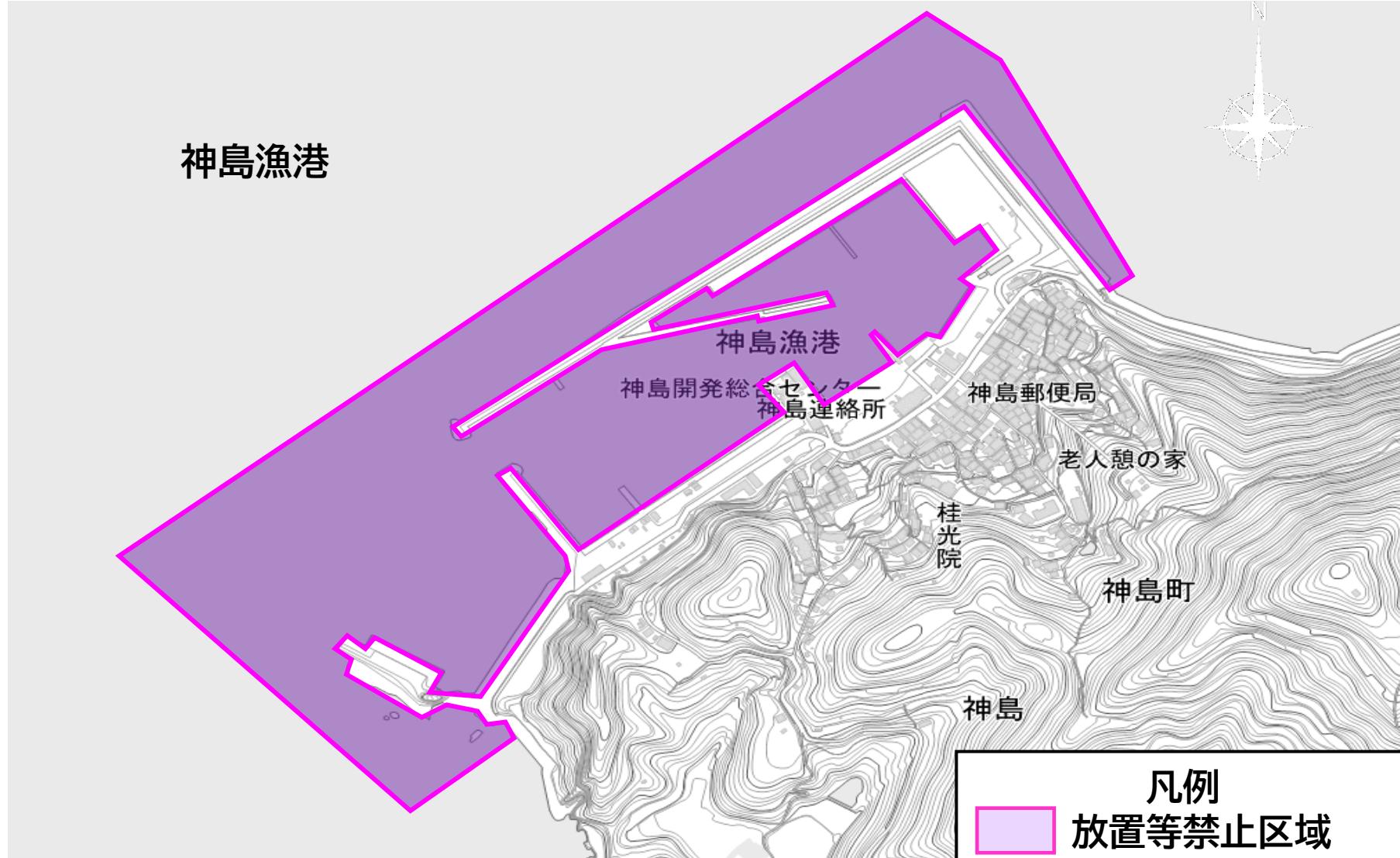
3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和8年2月3日（火）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による  
「放置等禁止区域」の指定



1 指定区域の範囲

鳥羽市神島町地先（神島漁港の漁港区域内の水域の全域）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

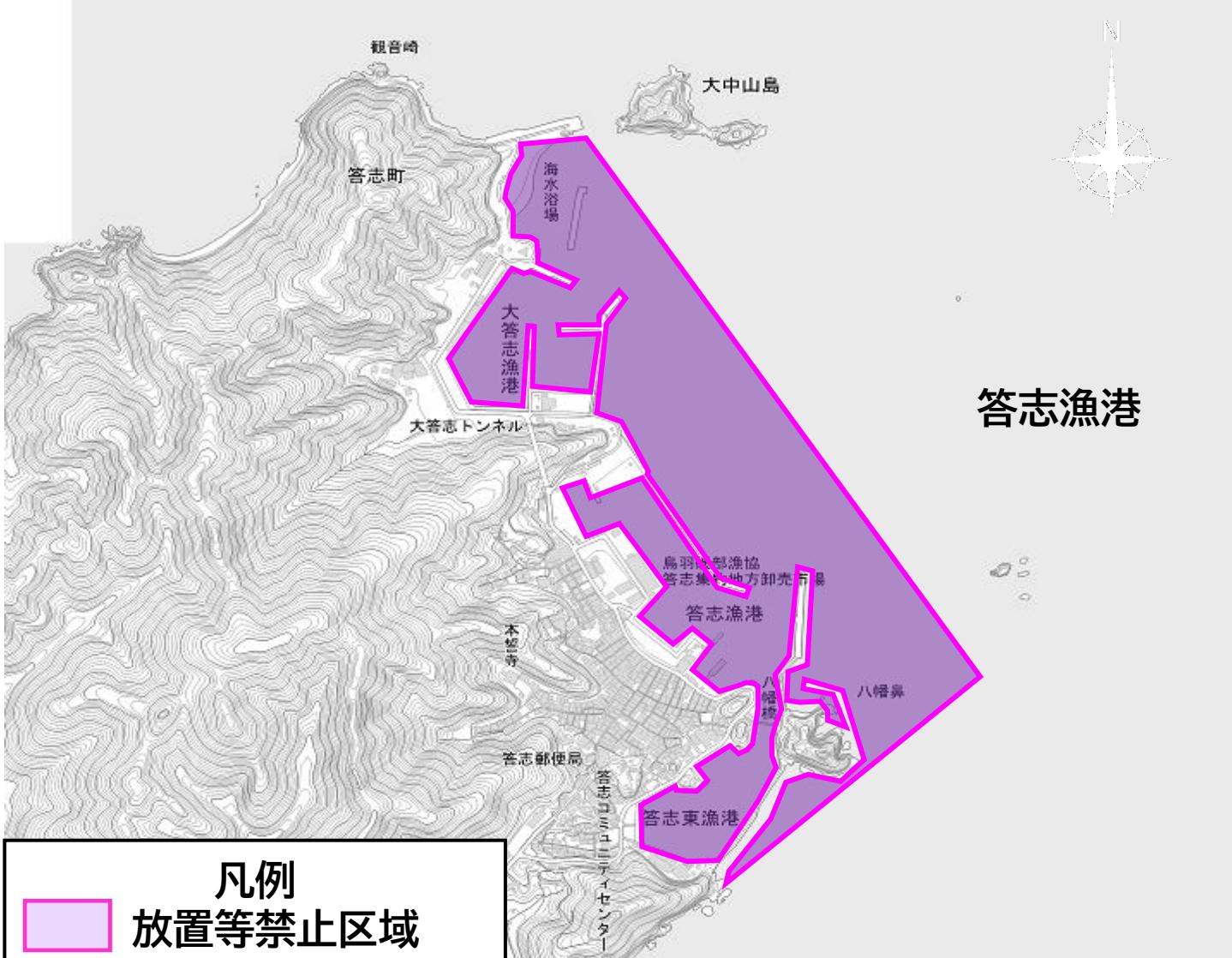
3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和8年2月3日（火）

## 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による 「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1 指定区域の範囲

鳥羽市答志町地先（答志漁港の漁港区域内の水域の全域）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3) 沈没していると認められる船舶
- (4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和8年2月3日（火）